

## 大分県別府市における大学生死亡ひき逃げ事件の捜査協力者に対する 謝礼金提供規約

この規約は、令和4年6月29日、大分県別府市の山の手交差点において発生した大学生死亡ひき逃げ事件につき、被疑者の検挙又は事件の解決（以下「事件解決等」という。）に結び付く最も有力な情報の提供者に対して謝礼金を提供することに関し、後日の紛議を防止し、その公正を期するために次のとおり定めるもので、謝礼金はこの規約に基づいて支出するものとし、この規約により難いと認めるときは、本会の役員会を開催し、支出の可否を決定する。

### （目的）

第1条 この規約は、大分県別府市における大学生死亡ひき逃げ事件の事件解決等に結び付く最も有力な情報の提供者に対し、謝礼金を提供することを目的とする。

### （提供者）

第2条 謝礼金の提供者は、「大分県別府市大学生死亡ひき逃げ事件早期解決を願う会」とする。

### （謝礼金の限度等）

第3条 謝礼金の額は、500万円を限度とし、寄与の度合いにより減額することを妨げない。謝礼金は現金をもって提供する。

### （公開）

第4条 本規約の内容は、その目的を達成するため、一般公開する。

### （謝礼金受領対象者）

第5条 謝礼金は、事件解決等に結び付く有力な情報を警察に通報することによって事件解決等に寄与した者のうち、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、寄与の度合いが最も大きいと判断した者に対して支払う。

なお、事件解決等に寄与した度合いについては、大分県別府警察署大分県別府市における大学生死亡ひき逃げ事件捜査本部の意見を求め、第2条の提供者が認定する。

（1） 当該情報を入手する過程において、犯罪行為その他公共の安全と

秩序を害する行為を行ったと認められる者

- (2) 匿名、偽名等であるなどのため、個人の特定ができない者
- (3) 警察関係者又はその家族である者
- (4) その他、提供者において謝礼金を支払うことが社会通念上適当でない事由があると認められる者

(複数人の受領対象者)

第6条 謝礼金受領対象者が複数いる場合は、事件解決等に寄与した度合いに応じて謝礼金限度額の範囲内において、当該人数で分割した金額を支払うこととする。

(応募期間)

第7条 本広告の応募期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までの1年間とする。ただし、起算時点前の情報提供者に対して支出することを妨げない。

(謝礼金提供の時期)

第8条 謝礼金を提供する時期は、犯人が逮捕され、かつ、事件が解決したと大分県別府警察署大分県別府市における大学生死亡ひき逃げ事件捜査本部において認定された日以降とする。

大分県別府市大学生死亡ひき逃げ事件早期解決を願う会